

平成 24 年 7 月 5 日

企業結合（ステップ 2） 各論点の検討状況と今後の進め方

1. これまでの経緯

- 平成 19 年 8 月の東京合意後に、企業結合プロジェクトは 2 つのステップに分けられた。持分プーリング法の廃止などを含めた企業結合（ステップ 1）は短期コンバージェンス・プロジェクトとして、平成 20 年 12 月に基準改正を行った。
- のれんの非償却や、IASB 及び FASB における企業結合フェーズ 2 の基準に関する検討などを含めた企業結合（ステップ 2）は、ステップ 1 の完了後、平成 21 年から議論が開始され、同年 7 月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、公開草案に向けて検討を行っている。
- 第 235 回委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、のれんの非償却について、現状では、連結、単体ともに会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられ、また、IASB に対してアジェンダ・コンサルテーションのコメントにおいて、適用後レビューの必要性の提案を行っているところを踏まえると、当面、現行の償却処理を維持することとしてはどうか、と提案している。

2. のれん以外の論点の検討状況

- のれん以外の論点については、改正を行うか否かの判断を別途行うとし、第 240 回委員会（平成 24 年 3 月 15 日）及び第 81 回専門委員会（平成 24 年 4 月 12 日）から個別に審議してきている。各論点について、聞かれている主な意見は以下の通りである。

● 各論点で聞かれている主な意見

項目	改正の方向性を支持する意見	改正の方向性を支持しない意見
<p>少数株主持分の会計処理及び少数株主損益の表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結損益計算書における当期純利益について、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間では、少数株主損益が含まれているか否かで重要な差異となっており、開示については国際的な会計基準に合わせて<u>現行の「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」とし、少数株主損益を当期純利益に含めることが適切と考えられる。</u> ➤ <u>親会社株主に係る当期純利益(現行の当期純利益)は、その重要性に鑑み、引き続き明示的に区分表示する方向性であり、投資情報としての有用性は確保できると考えられる。</u> ➤ 連結財務諸表の作成については、いわゆる親会社説と経済的単一体説の2つの考え方があり、どちらも合理性があるとされている中で、我が国の連結会計基準として採用している親会社説を、国際的に意見発信していくほどの強い主張は聞かれていない。このような点を踏まえると、国際的な会計基準と同様に<u>少数株主との取引(持分の追加取得、一部売却等)について連結財務諸表上は資本取引として扱うことで、比</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成21年の論点整理ではいわゆる親会社説の考え方をとっていたことから、少数株主との取引を資本として扱う方向性は論点整理と大きく異なっており、<u>改正するかどうかについては慎重に対処すべきであると考えられる。</u> ➤ 国際的な会計基準では、子会社の欠損が生じて少数株主持分が負の残高となる場合でも持分比率に応じて処理するが、これについては<u>我が国企業の取引慣行と合っていないと考えられる。</u> ➤ 連結損益計算書における少数株主損益の表示については、当期純利益の性格について十分整理し、諸規制(業績予想、臨時報告書、インサイダー等)への影響についても分析した上で慎重に対処すべきである。

項目	改正の方向性を支持する意見	改正の方向性を支持しない意見
全部のれん	<p>較可能性の観点から、一定の財務報告の改善を図ることができると考えられる。</p> <p>➤ <u>国際的な会計基準では企業結合においては資産・負債を企業結合日の公正価値で測定するという考え方を原則としており、全部のれん方式はこの原則と整合すると考えられる。この考え方を我が国の会計基準に採用することも合理性があると考えられる。</u></p> <p>➤ <u>購入のれん方式と全部のれん方式のどちらを採用すべきかは、理論的・概念的な側面と測定に関する実務的な側面の両面から考える必要があるが、現段階の検討状況では、どちらかに一本化すべきかの結論に至るのは難しく、当面は両方法について会計方針として選択適用を認めて実務面の適用状況をみるのも一つの方法であると考えられる。</u></p>	<p>➤ <u>全部のれん方式により計上される少数株主持分に係るのれん相当については、企業結合後の成果に対応する費用(コスト)としての価値の観点から、情報の有用性が低いと考えられる。</u></p> <p>➤ <u>少数株主持分を公正価値で測定する全部のれん方式は、支配プレミアムの評価など測定方法の困難性から、実務上の負荷が高いと考えられる。</u></p> <p>➤ <u>少数株主持分を資本として扱う方向性と全部のれん方式の採用は、必ずしも整合を図るべきものでもないと考えられる。</u></p> <p>➤ <u>IFRS が企業結合ごとの選択適用となっている状況下で、上記の意見を踏まえると、会計方針として継続適用を求めてまで、選択適用というかたちで採用する必要性は高くないと考えられる。</u></p>
支配の喪失 (連結のみ検討対象・ 単体は現状維持)	<p>➤ <u>支配を獲得したという事実を重視すれば、その時点で投資が清算されて改めて投資を行ったという企業結合(ステップ1)における段階取得の考え方は合理性がある。</u></p>	<p>➤ <u>我が国の会計基準では、子会社から関連会社になる場合は投資が継続しているとみており、既存持分を時価評価し損益を認識する処理は実態と合っていない(段階取得については、短期</u></p>

項目	改正の方向性を支持する意見	改正の方向性を支持しない意見
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>段階取得との整合性から、支配を喪失したときは既存持分について時価で評価し損益を認識する方向性で改正すべきである。</u> ➤ 支配の獲得と支配の喪失について別々の考え方が採用されている状況が続くのは適切ではない。 	<p>コンバージェンス・プロジェクトの完了を重視する観点から、連結上の取扱いのみ改正されたものであるため、その経緯は踏まえざるを得ない。）</p>
<p>取得関連費（企業結合における取得に直接要した支出のうち、対価性が認められるもの）¹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>国際的な会計基準では取得関連費は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではないため、企業結合とは別の取引に基づくものと捉えて発生時の費用処理としており、その観点からは整合性がある。</u> ➤ 通常の資産を購入する場合と異なり、企業結合においては、<u>取得に要した支出のどこまでを取得原価の範囲とするか、実務上、議論となることも多い。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>取得原価に含めることにより、取得後の投資原価の回収計算を適切に行い得ると考えられる。</u> ➤ 現行の我が国の取扱いは、資産の付随費用に関する<u>他の会計基準の取扱いと整合性がある。</u> ➤ 近年の M&A 取引は複雑化しているため、外部専門家の関与が不可欠であり、専門家に対する手数料も事業の取得に直接要した支出として取得原価に含める処理が合理的であると考えられる。
<p>暫定的な会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本論点は企業会計基準第 24 号「<u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u>」の開発と併せて検討されてきた論点であり、当該基準が適用されている状況を踏まえ、<u>企業結合年度の翌年度に、暫定的な会計処理の確定により取得原</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>暫定的な会計処理が確定した時点の財務諸表に反映させる現行の取扱いも合理性があり、遡及処理のみが唯一の選択肢ではないと考えられる。</u>

¹ 子会社株式を金融商品会計基準において取り扱っている会計基準の体系性に基づき、子会社株式の付随費用について個別財務諸表上は現行と同様に取得原価に含める方向とすることが考えられる。

項目	改正の方向性を支持する意見	改正の方向性を支持しない意見
	<p><u>価の配分額を修正した場合には、取得日時点に遡って企業結合年度の財務諸表に反映させる方向性が考えられる²。</u></p>	
<p>企業結合に係る特定勘定³</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際的な会計基準では企業結合時に負債の定義を満たさないものは認識しない考え方であり、<u>特定勘定の廃止</u>により、国際的な会計基準との比較可能性を高めることになる。 ➤ 特定勘定の適用事例はあまり多くはなく、廃止しても影響は少ないのではないかと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業結合後に損失発生の可能性が高く、取得の対価の算定に反映されている場合には企業結合時に特定勘定を負債として計上するほうが<u>企業結合後の投資原価の回収計算を適切に行い得ると考えられる。</u> ➤ 我が国の取扱いは、負債の適切な計上とともに、費用収益対応の観点が重視されていると考えられることから、特定勘定の取扱いが設けられている。IAS 第 37 号における債務性要件⁴の観点を踏まえると、特定勘定に係る論点は、引当金と共通の問題と捉えられ、<u>引当金の議論⁵</u>

² なお、暫定的な会計処理の確定は、誤謬ではなく、また、会計上の見積りの変更にも該当しないものであると整理することが考えられ、比較情報の有用性を高め財務諸表の期間比較可能性を確保する観点から、取得日時点に遡るものである。

³ 国際的な会計基準では企業結合時の偶発負債について、信頼性をもって公正価値で測定できる場合には蓋然性が高くなくても認識する取扱いであり、蓋然性が低ければ識別可能負債として取得原価を配分しない我が国の取扱いとは異なっている。仮に特定勘定を廃止しないならば、特定勘定の内容には取得の対価に反映されている訴訟案件等に係る偶発債務も含まれており、偶発負債に係る現行の取扱いを見直す必要性は乏しいと考えられる。

⁴ IAS 第 37 号「引当金、偶発負債 及び偶発資産」における引当金の認識要件の中には、「企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有していること」が含まれているが、費用収益対応が重視されている我が国における考え方からは、負債計上に関して IFRS のように厳密な債務性を要求することは適切ではないのではないかとこの意見が聞かれる。

⁵ IAS 第 37 号を改訂する公開草案（2005 年（平成 17 年））において、認識要件及び測定について新たな提案が示されていたことや、我が国の実務において計上の要否の判断が分かれるような項目の取扱いを改善するための検討を行う上で IFRS における引当金の認識要件の検討が有用であると考えられたことから、ASBJ は平成 21 年 9 月に「引当金に関する論点の整理」を公表している。なお、IAS 第 37 号の公開草案は最終基準化されていない。

項目	改正の方向性を支持する意見	改正の方向性を支持しない意見
		<p><u>が進展していない現時点では、特定勘定は廃止すべきではない。</u></p> <p>➤ <u>特定勘定は、企業結合（ステップ1）において負ののれんを見直したことに合わせて改正したばかりであり⁶、実務における適用状況等も踏まえるべきである。</u></p>
<p>条件付取得対価、新株予約権、企業結合とは別個の取引（参考資料を参照）</p>	<p>➤ 国際的な会計基準に基づく財務情報との比較可能性を高めることになると考えられる。</p>	<p>➤ 現時点においていずれも取引事例が多くはなく、改正することの適時性は低いと考えられる。</p>
<p>無形資産への取得原価の配分（参考資料を参照）</p>	<p>➤ 国際的な会計基準に基づく財務情報との比較可能性を高めることになると考えられる。</p>	<p>➤ のれんを当面、現行の償却処理を維持するならば、企業結合における無形資産の取扱いは見直す必要はないと考えられる。</p>

⁶ 企業結合（ステップ1）では、負ののれんの見直し（発生時に一括利益処理）に合わせて、特定勘定の計上要件や計上する費用又は損失の範囲、「取得の対価の算定に反映されている場合」等を明確にした。

３．今後の進め方（案）

- 上記のように、のれん以外の論点については、現状では様々な意見が聞かれ、一定の方向性に意見が集約しつつある論点と、意見が大きく分かれている論点がある。
- このため、企業結合（ステップ２）の今後の進め方として、「A.公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの」と、「B.継続検討課題とするもの（ステップ２の公開草案の対象としない。）」に切り分けることが考えられるかどうか。その際、財務報告の改善を図ることになるかどうか、会計基準を見直すことの必要性や適時性が高いかどうかなどの観点を総合的に勘案して切り分けることが考えられる。
- なお、継続検討課題とする論点について、どのタイミングで議論を行うかについては別途検討することが必要であると考えられる。

ディスカッション・ポイント

- ✓ 企業結合（ステップ２）の今後の進め方として、「A.公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの」と、「B.継続検討課題とするもの（ステップ２の公開草案の対象としない。）」に切り分けることについて、どう考えるか。

以 上

（参考資料）その他の論点の内容

項目	我が国の会計基準の取扱い	国際的な会計基準の取扱い
新株予約権	被取得企業の従業員等に対する報酬としての新株予約権と引き換えに、取得企業が新株予約権を交付する場合、新株予約権の企業結合日の時価を取得原価に含める。	被取得企業の株式報酬と交換に付与する取得企業の株式報酬は、IFRS 第 2 号「株式報酬」に従って測定され、譲渡対価には、権利確定期間合計又は被取得企業の報酬の当初権利確定期間のどちらか長い方に対する完了した権利確定期間部分の比率を乗じた金額を含める。残額は企業結合後の報酬費用として計上する。
条件付対価	条件付取得対価の交付又は引き渡しが確実となるまでは会計処理を行わない。	企業結合日の公正価値によって認識し、企業結合日以後に当該公正価値の変動があった場合に一定の会計処理 ⁷ をする。
企業結合とは別個の取引	規定なし。	識別可能資産及び負債の認識要件として、企業結合において交換したものの一部であることが定められており、企業結合とは別個の取引 ⁸ となるか否かの規準も示されている。
無形資産への取得原価の配分	法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は識別可能なものとして取り扱い、独立した価格を合理的に算定できなければならない。 企業結合の目的の 1 つが特定の無形資産の受入れにあり、その金額が重要になると見込まれる場合、分離して譲渡可能なものとして取り扱う。	分離可能性要件、又は契約・法的要件のどちらかを満たす場合には識別可能となる。

以上

⁷ 具体的には、以下の取扱いが考えられる。

(a) 当初の測定が暫定的な会計処理に該当し、企業結合日時点で存在していた事実及び状況に関して追加的に情報等を入手した場合には、企業結合年度の財務諸表に遡及して反映させる。

(b) 企業結合後の事象に起因して対価が変動する場合には、関連する会計基準（例えば、条件付取得対価が金融負債であれば、金融商品会計基準になる。）に従って処理する。

⁸ 例えば、次のような取引が、取得企業又は結合後企業の便益のために行われた場合が考えられる。

(a) 取得企業と被取得企業の間における事前の関係を事実上清算する取引

(b) 将来勤務に対し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引

(c) 取得関連費の支払に関し、被取得企業又は旧所有者と清算する取引